

み 自 第 405 号  
平成 29 年 10 月 30 日

関西電力株式会社  
取締役社長 岩根 茂樹 様

山形県知事 吉村 美栄



(仮称) 酒田北港バイオマス発電事業環境影響評価方法書に  
対する意見について

山形県環境影響評価条例第 10 条第 1 項の規定により、環境の保全の見地から  
の意見について、別紙のとおり通知します。

山形県環境エネルギー部みどり自然課  
環境影響評価担当 小畑、後藤  
電 話 023-630-3042  
F A X 023-625-7991

# (仮称) 酒田北港バイオマス発電事業環境影響評価方法書 に対する山形県知事意見

## 1 全般的事項

- (1) 環境影響評価の手続きを進めるにあたっては、地域住民に対し、丁寧な説明を行うなど誠意ある対応を行なうこと。
- (2) 環境影響の予測にあたっては、できる限り定量的な手法を用いること。
- (3) 海外からのバイオマス燃料の調達にあたっては、外来生物が侵入することのないよう、輸送時の燻蒸処理を徹底するなど十分な対策を講じること。
- (4) 事業実施区域近傍で現在、他事業者が建設しているバイオマス発電所の影響を含めた大気質及び水質の複合的影響について、調査、予測及び評価を行うこと。

## 2 個別事項

### (1) 大気環境について

施設の供用に伴う運行車両の増加が予想されることから、事業実施区域周辺の住居等における大気質及び騒音に係る影響について、調査、予測及び評価を実施すること。

### (2) 水質について

① 施設からの排水が港湾内の水温に与える影響について、調査、予測及び評価を実施すること。

② 水質の調査地点について、本事業による影響を適切に評価することができるよう、港湾の北側奥の水域に調査地点を追加すること。

### (3) 動物について

事業実施区域の近傍には、山形県レッドデータブックにおいて絶滅危惧 I A 類のコアジサシのコロニーが確認されていることから、コアジサシに関する調査、予測及び評価を実施すること。

### (4) 人と自然との触れ合い活動の場について

事業実施区域の近傍には、年間を通じて釣り客が訪れているほか、海水浴場も存在している。このため、施設の供用に伴う運行車両の増加の影響について、調査、予測及び評価を実施すること。

(5) 廃棄物について

施設の供用後の廃棄物の運搬、処分に当たっては、適切な環境配慮を行うこと。